

令和 3年度予算見積調書(2月補正予算)

課室名: 温暖化対策課
 担当名: 計画制度・排出量取引担当
 内線: 3044 (単位: 千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B10	温暖化対策計画・排出量取引制度推進事業費			一般会計	総務費	環境費	環境保全推進費	事業活動地球温暖化対策費	
事業期間	平成22年度～	根拠法令	埼玉県地球温暖化対策推進条例 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針	宣言項目	10	新たなエネルギー社会の構築		SDGsゴール	
	分野施策			051142	環境に優しい社会づくり		SDGsターゲット		
1 事業の概要			5 事業説明						
<p>産業・業務部門の温室効果ガス排出量は県全体の約5割を占めている。そこで地球温暖化対策計画制度を導入し、計画書の審査や指導を通じて、CO2排出量の着実な削減を進めている。</p> <p>また、エネルギーを多量に使用する事業所等に対して本県独自の目標設定型排出量取引制度を導入し、CO2排出量の効果的な削減に努めている。</p> <p>(1) 条例施行費 △ 456千円 (2) 目標設定型排出量取引制度 △4,085千円</p>			<p>(1) 事業内容</p> <p>ア 条例施行費 515千円 → 59千円 制度や計画書作成方法の説明会開催(5回)、事業所立入調査(10件)</p> <p>イ 目標設定型排出量取引制度 8,546千円 → 4,461千円 トップレベル事業所認定審査、目標達成・未達成通知の発行(586事業所) 排出量取引等による目標達成指導(約150事業所)、東京都と連携した検証主任者講習会の開催(9回)、 排出量削減対策セミナーの開催(1回)、排出量取引セミナーの開催(2回)</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>ア 計画書制度 特定事業者から提出された地球温暖化対策計画書を審査する。</p> <p>イ 目標設定型排出量取引制度 (ア) 大規模事業所から提出される第2削減計画期間(平成27年度～令和元年度)の検証結果報告書を審査し、 各事業所のCO2排出量を確定する。 (イ) 自己削減での目標達成が困難な約150事業所に対して、訪問等を行い、排出量取引による目標達成を指導する。</p> <p>ウ その他については、事業を継続することで制度を安定化させ、なお一層の削減対策につなげていく。</p> <p>(3) 事業効果</p> <p>ア 地球温暖化対策計画書の提出件数 令和元年度: 837事業者、1,229事業所</p> <p>イ 目標設定型排出量取引制度におけるCO2排出量の基準年度に対する削減率 平成30年度 第1区分: 29%(目標15%)、第2区分: 29%(目標13%)</p> <p>(4) その他 制度説明会等で、第3削減計画期間の制度改正等について周知を継続する。</p> <p>(5) 補正予算の概要</p> <p>ア 契約差金による減額 △2,312千円 イ 執行方法の見直しによる減額(新型コロナウイルス感染防止対策) △1,596千円 ウ 予算執行の節減による減額 △ 233千円 エ 補助金交付申請が見込みを下回ったことによる減額 △ 400千円</p>						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)									
3 地方財政措置の状況 普通交付税(包括算定経費) (区分) 企画費 (細目) 環境保全対策費 (細目) 環境保全対策費 (積算内容) 地域の実情に応じた環境保全対策									
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×5.6人=53,200千円									
			財 源 内 訳					一般財源	補正後の 予算額
予算額									
決定額	△4,541							△4,541	4,520
現計額	9,061							9,061	